

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ナイジェリア国運輸・物流セクター情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00409

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月30日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年8月30日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国運輸・物流セクター情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月～2024年11月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は業務実施のスケジュールを検討の上、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案があった場合においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawashima.Junya@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

アフリカ部 アフリカ第1課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年9月5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年9月12日 12時
3	質問への回答 9月6日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 9月 11日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 202年9月15日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年9月22日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年10月6日 11時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内

1 1	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。
-----	-------------------------	--

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)～4)の経費と5)～6)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙1「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 3. (1) に示す上限額の 80% 未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80% を見積額とみなして価格点を算出します。上限額の 80% を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80% 未満の場合は、上限額の 80% を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ナイジェリア国運輸・物流セクター情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ナイジェリア連邦共和国（以下「ナイジェリア」という）は、石油輸出国機構（OPEC）加盟国内で第6位の生産量を誇る原油を始めとする豊かな天然資源、豊富な水資源と耕作可能農地、約2千万人を擁するアフリカ最大級の都市圏であるラゴス等、高い経済発展潜在性を有する。加えて、ナイジェリアはアフリカ域内最大の人口・GDPを有し、その巨大な市場から日系を含む外国企業の進出先、投資先としての関心が高い。

ナイジェリア政府は、農業や鉱業並びに製造業等を重要セクターとして、国内産業の多様化・振興を図るため、各種国内産業振興策に加え、輸出及び外国直接投資促進のための施策を策定してきている。その結果、石油セクターのGDPシェア漸減（約7%）が進むとともに、サービスセクターがGDPの約5割を占めるなど産業多様化が徐々に進んでいる。他方で、30%を超える失業率を改善し持続的且つ包摂的成長を実現するためには、多くの雇用創出に繋がる農業並びに製造業の更なる振興が不可欠であり、これまでJICAは市場指向型農業の振興やコメ生産性向上、スタートアップを含む起業家支援や投資促進のための技術協力を実施している。しかしながら、これらの産業振興支援を通じた物流の流通量増加に伴い、低質な物流サービス及びインフラの未整備がバリューチェーン上の致命的な問題の一つとなっている。また、JETROが実施した海外進出日系企業実態調査（2022年）でも、約80%もの日系企業がインフラ未整備をナイジェリアへの投資時のリスクとして認識している他、世銀が発表したロジスティクス・パフォーマンス・インデックス（LPI）においては、通関手続き、インフラ、物流サービスの能力・質の低さが問題点として示されており、ナイジェリアのインフラ・ギャップは3兆ドルにも及ぶと言われている。

ナイジェリア政府は、2020年にインフラ整備に係る国家計画として、国家統合インフラマスタープラン（National Integrated Infrastructure Master Plan。以下、「NIIMP」という）を公表した。NIIMPでは、治安悪化や政府予算不足、維持管理の欠如等により、既存インフラの機能低下や多くの計画に遅延が発生していることが明らかとなっ

ている。NIIMPにて優先課題として挙げられた、道路・鉄道網整備、陸・水運サービス向上、主要3港湾及び都市部の渋滞緩和・機能強化等インフラ・サービス面での提言に加え、物流モード間の連携調整、組織間調整、維持管理予算確保、PPP制度の実効性確保等組織制度上の課題についても多くが未着手或いは目標に比して大幅に遅延している状態となっている。

かかる状況を踏まえ、本調査は、運輸・交通セクターにおける有償資金協力案件の形成を想定し、ナイジェリアの港湾・陸運（道路や橋梁を含む）・水運（内陸水運や河川港を含む）を主として施設・設備（インフラ）整備及び政策・制度・組織強化、事業者によるサービスレベル向上に向けた協力案件形成のための情報収集・分析を行い、今後の開発シナリオを含む提言を行うものである。

第3条 調査の概要

(1) 案件名

和名：ナイジェリア国運輸・物流セクター情報収集・確認調査

英名：Data Collection Survey on Transport and Logistics Sector in Nigeria

(2) 調査目的

ナイジェリアの持続的且つ包括的で質の高い経済成長を実現するために不可欠な、港湾・道路・橋梁・航空・鉄道等施設・設備（インフラ）整備及び政策・制度・組織強化、事業者によるサービスレベル向上に向けた運輸・物流分野協力戦略の策定、並びに協力戦略を基にした具体的な協力プログラム（円借款各種サブスキーム及び海外投融資等の有償資金協力を中心としつつ、技術協力や民間連携事業も含む）の検討・提案をするための情報収集・分析を行うことを目的とする。なお、本調査は、ナイジェリアを対象として行うものであるが、西アフリカ広域での貿易・産業・運輸・物流網開発の動向、とりわけ、JICAの「西アフリカ成長リングマスタープラン（WAGRIC）」²との相乗効果に十分留意の上、調査・分析を行うこととする。

(3) 調査概要

本調査は、上記「(2) 調査目的」を達成するため、我が国の対ナイジェリア国別開発協力方針（2017年9月）³及び「第4条 実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を行い、報告書等を作成するものである。

(4) 対象地域

ナイジェリア全土。調査重点対象は、ラゴス州を運輸・物流の中心拠点として考え、首都圏（FCT）をはじめとする国際・国内物流および移動の主要な拠点・ルートを含む計4都市程度とする。

(5) 関係官庁・機関

公共事業住宅省（FMWH）、運輸省（FMT）、港湾庁（FNPA）、連邦首都区政府（FCTA）、ラゴス州運輸省を主たる対象機関とする。

但し、運輸・物流セクターの主要な政府機関である以下の組織とも密接に連携しながら調査を行う。（財務予算国家計画省（FMFBP）、道路管理庁（FRMA）、内陸水運・水路庁（NIWA）、海運監理安全庁（NIMASA）、鉄道公社（NRC）、空港庁（FAAN）、関税局（NCS）、インフラ・コンセッション規制委員会（ICRP））

² 第3章 2.(4) 公開資料に記載。

³ 第3章 2.(4) 公開資料に記載。

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

我が国は対ナイジェリア国別開発協力方針（2017年12月）において、「質の高い包摂的な経済・社会開発，社会の安定化の促進」の基本方針のもと、運輸交通プログラムを設定し、持続的な都市開発や交通機能の向上を目的とした協力を展開している。また、農業生産性や農家所得を向上させることを目的とした「農業・水産業・食品産業振興プログラム」、民間企業海外展開や産業振興を目的とした「民間セクター強化プログラム」を実施してきている。

また、アフリカ開発会議（TICAD）で打ち出した協力方針に基づき、JICAはアフリカのインフラ整備や社会開発を統合的に進める回廊開発を進めており、中でも、西アフリカ成長リングは三大重点地域の一つとして位置づけられている。既往案件「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」では、国際回廊が結ぶ主要都市の一つとして、本調査対象サイトであるラゴスも挙げられており、本調査による既往案件の開発効果増大も期待される。

第4条 実施の留意事項

- (1) 調査対象地：ナイジェリア全土を対象とする。但し、調査重点対象は、ラゴス州を中心として、首都圏（FCT）をはじめとする国際・国内物流および移動の主要な拠点・ルートを含む計4都市程度とする。運輸・物流開発戦略を検討する上で必要となる周辺国の情報等は机上で収集・分析する。
- (2) 調査対象運輸・物流モード：港湾、陸運（道路や橋梁を含む）、水運（内陸水運や河川港を含む）を中心とし、鉄道、空運等その他の運輸・物流モードについては既存情報を元に整理する。（何れも国際貿易・移動を含む）
- (3) 関係機関：以下は政府関係機関として特に重要なもの。これら以外にも必要に応じて情報収集を行うこと。
 - ① 地域国際機関：西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）
 - ② 連邦政府：財務予算国家計画省（FMFBP）、公共事業住宅省（FMWH）、道路管理庁（FRMA）、運輸省（FMT）、港湾庁（FNPA）、内陸水運・水路庁（NIWA）、海運監理安全庁（NIMASA）、鉄道公社（NRC）、空港庁（FAAN）、関税局（NCS）、財務予算国家計画省（FMNBP）、インフラ・コンセッション規制委員会（ICRP）
 - ③ 州政府：
 - 首都圏：首都庁（FCTA）及び首都開発庁（FCDA）
 - ラゴス州：運輸省（MOT）、経済計画予算省（MEPB）、計画・都市開発省（MPUD）、財務省（MOF）、都市圏運輸庁（LAMATA）、官民連携室（OPPP）
 - その他の州：本調査にて重点地域として設定される地域・州における上記に相当する政府機関等
 - ④ 民間協会・団体等：運輸業者協会（NAGAFF）、陸運事業者協会（NARTO）、製造業者協会（NMA）、商工会、ロジスティクス業者（DHL、UPS、Fedex等）
 - ⑤ ドナー：世界銀行、アフリカ開発銀行（AfDB）、EU、AFD、FCDO、USAID、GIZ（KfW含）、中国等

⑥ その他：本邦企業、JETRO

(4) 開発戦略の検討：今後 10 年間程度のナイジェリア物流セクターの開発戦略を検討する。留意事項は以下のとおり（下記①開発コンセプトは②開発戦略策定するための上位構想であり、②開発戦略は開発計画策定のための上位戦略であるとする）。⁴

① 開発コンセプト：西アフリカ広域及びナイジェリア国内の開発方針を踏まえて、基本的な開発コンセプトを検討する。WAGRIC では、域内経済エンジンである沿岸部の市場拡大を図りつつ、内陸部と沿岸部における産業と輸送を密接に連携させながら相乗的に発展させ、域内経済の好循環を生み出すことを基本方針としている。この方針は国内においても概ね妥当な方針であると思われるが、ナイジェリア国内の運輸・物流に関連する政策をまとめた国家統合インフラマスタープラン（NIIMP、2020 年財務予算国家計画省が策定）では治安悪化や政府予算不足、維持管理の欠如等により、既存インフラの機能低下や多くの計画に遅延が発生していることが明らかとなっている。上記のようなナイジェリア政府の政策・計画や他ドナー等の協力量方針と実施状況を十分にレビューしたうえで、ナイジェリア国内関係機関との協議の上、競争力強化、経済効果、均衡ある発展の観点から最適な開発コンセプトを提案する。

② 開発戦略：本調査では、上記開発コンセプトに沿い、産業政策や地域・都市開発計画と密接に連動させる形で運輸・物流セクターの開発戦略を検討する。運輸部門と物流部門とは、関連する政府機関や政策枠組み、インフラ、事業者等が重複するため、これら開発の方針は一体的に検討し、運輸・物流セクターの包括的な開発方向性、戦略を提示する。その際の留意点は以下のとおり。

- ・ 重点物流回廊・地域の提案
- ・ 先方政府の運輸・物流セクターにおける個別案件に対する予算・人的リソースの現状及び動員可能なリソース
- ・ 過去の実績や他国教訓を念頭においた想定される個別案件の実現可能性
- ・ 重要産業（農業、鉱業、製造業等）、運輸・物流分野の民間事業者からの課題ヒアリング、関連調査報告書及び実地調査等ファクトに基づく課題分析結果
- ・ ECOWAS の広域開発・インフラ・貿易円滑化に係る整備計画や WAGRIC 等広域枠組み政策・計画と連邦政府・州政府との政策・計画との整合性
- ・ 開発目標の時間軸や段階的発展レベルの設定

⁴ 開発戦略（①開発コンセプト及び②開発戦略）について、プロポーザルにおいて提案時点での仮説を提示すること。

- ・ 想定される個別案件のアウトカム（成果）レベルでの具体的な数値での目標設定（例：トーゴ Lome 港からラゴス港通関までの所要時間を●%短縮、ラゴスからトーゴ Seme-Krake 税関までの所要時間を●%短縮、ラゴス港からカノドライポートまでの輸送時間を●%短縮、ラゴス通関所要時間とコストとを●%縮減、ラゴス港での貨物の滞留を●%縮減等）
- ・ 運輸部門と物流部門との一体的な開発とその下での各運輸・物流モード、地域毎の開発方針検討
- ・ 経済・産業政策と運輸・交通政策との密接な連携並びに関連する政策・計画間の不整合性の排除（全体最適の追求）
- ・ 政府と事業者との役割分担（官民連携（PPP）適用基本方針）

(5) 開発計画：上記の開発戦略に沿う形で、WAGRIC やナイジェリア国内の関連する開発政策や計画を踏まえつつも、交通・物流調査データをベースに将来の需要予測を行い、中長期的観点から経済効果、費用対効果を定量的に分析し、技術的観点から優先的な開発計画を取りまとめる。但し、詳細の開発計画検討対象とする地域及び運輸・物流モードの選定に関しては、以下の点に留意する。

① 対象地域：

現状の人口及び経済規模、人・物資の発生・集中・結節点及び経路並びにこれらの将来予測を基に、ラゴス州を運輸・物流の中心拠点として考え、首都圏（FCT）をはじめとする国際・国内物流および移動の主要な拠点・ルートを含む計 4 都市程度とする。これに加え、優先的な協力プロジェクトを検討する際には、当該地域の危険度を勘案する（基本的には、渡航危険度レベル 3 以上の州でのインフラ整備は対象外だが、組織・人材能力強化は遠隔或いは渡航危険度レベル 2 の州又は本邦での研修実施等を前提に対象可）。なお、ナイジェリアの国境地域の不安定化は中央と地方の経済格差が要因の一つであることに鑑み、物流網検討の時には国内の経済格差に配慮した計画を行い、均衡ある発展を目指す。

② 運輸・物流モード：

JICA 本調査提言を踏まえて協力を検討する優先分野は、港湾・陸運（道路や橋梁を含む）・水運（内陸水運や河川港を含む）を主とする。また、調査対象として、これらに付随する物流拠点、ドライポートやトラックターミナル、自由貿易地域（Free Trade Zone : FTZ）、経済特区（Special Economic Zone : SEZ）及び通関設備、都市交通も含むものとする。ナイジェリア国内の主要空港（ラゴス及び FCT）及び主要都市間鉄道は既に他国が支援していることから、全体の戦略では取り扱うものの、基本的には直接協力の対象とはせず、これらとの連携促進策を検討する。なお、港湾については、既に

他国支援により整備が進んでいる Lekki 港を除き、重点的に協力可能性を検討する。

③ 政府機関及び政策・計画間の連携・調整：

ナイジェリア国内での運輸・物流関係機関は多岐に亙る上、これらの中で、統一の開発計画が必ずしも共有され実施されていない。このため、ナイジェリア政府は、NIIMP を策定するとともに、FMFBP 内にインフラ整備調整室（Infrastructure Delivery Coordination Unit：IDCU）を設置し、NIIMP の計画・実施モニタリング、実施促進、関係機関の能力強化等を実施している。本調査では、IDCU の業務遂行状況や行政能力を調査し、実効性強化のための方策を提案する。また、連邦政府及び州政府関係部門における開発方針や開発計画⁵を調査し、技術的な議論を通して、開発の方向性や優先事業等に係る認識共有を図る。認識共有の手法として、上記（4）関係者個々と協議することに加え、関係機関から成るステアリングコミティ（SC）等設置をナイジェリアに働きかける。更に、認識共有の促進を容易化するため、要人説明、本邦招聘、プレスリリース等を戦略的に組み合わせる。⁶

（6） 運輸・物流実態調査（現地再委託）：本調査では、ナイジェリアにおける国際・国内の人及びモノの移動の手段やルート等を総合的に捉えた上で策定した開発戦略に基づく、具体的事業の提案を行うことを目指している。但し、全国の交通及び物流調査を網羅的に行うことは困難であるため、上記（6）①の重点地域を中心に調査を行うとともに、ナイジェリア政府や他ドナー等の既存情報を可能な限り活用する。また、人の動向は基本的には既存の情報を活用することとし、実態調査はモノの動きを主たる対象とする。⁷

① 貨物 OD（Origin-Destination）調査：

ナイジェリア及び西アフリカの経済的なハブとして期待されるラゴスでは、物流拠点である港が機能していないことが指摘されている。輸入にあたってはベナンやトーゴの港で物資が陸揚げされたのち、陸路でラゴスに輸入されるとの情報もある。また、輸出にあたっては輸入同様、近隣国を經由した物流の可能性も考えられている。また、ナイジェリアの北西部の運輸・物流については、ナイジェリア国内を經由せず、トーゴやベナンからニジェ

⁵ 州政府は NIIMP を受けて州単位で同様の MP を策定することになっている。公示時点では、ラゴス州の「Extension of the Strategic Transport Master Plan and Travel Demand Model to Cover the Mega Region in Lagos, Nigeria (ESTMP)」(2014)のみ入手済み。ESTMP では、2009 年に策定した「Strategic Transport Master Plan (SMTP)」をベースに 2022 年、2032 年の需要想定及び SMTP 更新方向性を示している。

⁶ 開発の方向性や優先事業等に係る認識共有についても同様、プロポーザルにおいて提案時点での具体的な計画を提案すること。

⁷ 調査は記載の①及び②の方法を想定している。予算充当可能額（12.5 百万円）に応じた調査項目や具体的な実施個所及び実施方法をプロポーザルにて提案すること。なお、提案は調査内容と金額に応じた複数案の提案が好ましいが、提案数は評価対象に含まない。運輸・物流実態調査は現地再委託にて実施することを可とする。

ールを經由して、物資が流入しているとの情報もある。上記のような背景を踏まえて、(6)①で設定した4程度の都市で再委託にて実施する。なお、2002年の統合運輸インフラマスタープラン(MITI)では、主要な物流回廊として、ラゴス州 - オグン州 - オヨ州 - ナイジャー州 - カドゥナ - カノ州へ延びる南北回廊を主要軸とし、ラゴス州からアナンブラ州を經由してリバース州に至る回廊及びラゴス州からコギ州を經由してFCTへ、その後バウチ州及びカドゥナ州に延伸する東西北回廊及びその支線を二次軸として提示されている。

② 都市内交通量調査：

ナイジェリア国内からラゴス港及び、ラゴス港からナイジェリア国内への物資の輸送にあたり、ラゴス市内は貨物などの通過交通の影響により、渋滞が喫緊の問題となっている。陸路に関してはバイパス道路などが現状無く、国内の道路網及び鉄道網も整備が進んでいない。したがって、ラゴス港までの物資輸送のために、近隣のラグーンや河川などの水上輸送も利用されている。上記のような背景を踏まえて、(6)①の地域から流入及び同地域へ流出する物流の円滑な交通確保のため、貨物交通に都市部の渋滞が与える影響を分析するべく、都市内の主要物流ルート上で交通量調査を行う。調査対象地点はラゴスを主とする最大4都市程度を想定する。

(7) 運輸・交通セクター開発協力の教訓：本分野は、アジア地域、アフリカの一部地域で先行する事例が多くある。事後評価やセクター評価レポートを、他ドナーについては公開情報や当地でのヒアリング等を通して、計画と成果の検証、事業計画や実施監理体制の適切さ等の評価を行い、ナイジェリアの脈絡に鑑みて開発効果と自律発展性を最大化させられるよう教訓を抽出し協力プログラムや事業計画に反映させる。特に、運輸・物流インフラ整備計画とその進捗状況、計画から施工、維持運営に至る過程における政府と民間の役割やPPP制度やコンセッション制度の運用状況等を調べ、本調査での提案に反映させる。プロジェクト進捗が遅れているものについては、その理由を分析・類型化等を行うことで、本事業の事業計画に役立てる。⁸

(8) 協力プログラム：本調査では、ナイジェリア運輸・物流分野のアウトカム(成果)レベルでのパフォーマンス向上を目指して、種々スキームや投入を組み合わせた協力プログラムを提案する。考え方は以下のとおり。

⁸ 参照する予定の事業及び評価の視点についてプロポーザルにて提案すること。

- ① 構成：各協力プログラムにおいては、対象とする政策目標アウトカム達成に向けた今後5～10年程度の間の開発シナリオをTheory of Change(TOC)コンセプトも援用しつつ簡潔に纏める。併せてプログラムを構成する事業の概要を検討する。シナリオ及び事業検討に当たっては、過去の事例から得られる教訓を含め、妥当性、有効性、効率性、自律発展性、インパクト等の観点からクリティカルに評価し、事業計画の質を高める。
- ② 事業計画：対象スキームは、有償資金協力（海外投融資を含むが主に円借款）を中心としつつ、技術協力、民間連携スキームを対象とする。夫々の考え方は以下のとおり。なお、作成する事業計画案は、JICAの事前評価表⁹に記載されている程度とする。
- ・ 円借款:主たるアウトプットのひとつと捉え、事業概要を検討、提案する。港湾、道路、橋梁、物流拠点、都市交通施設等プロジェクト型借款、世銀やアフリカ開発銀行(AfDB)等との協調融資、運輸・物流事業者に対する出融資（海外投融資）のほか、コンサルティング・サービス或いは有償勘定技術支援（円借款事業の効果増大・迅速化に貢献する技術支援スキーム）等を活用した、貿易・通関円滑化支援、開発計画実施促進、関係機関調整機能強化、配送マッチング等のサービスを提供するスタートアップ等民間企業の取り込み等開発効果と持続性増大に向けた工夫をする。また、DX技術を活用したボトルネックの解消、インフラマネジメント、情報マネジメント等による貿易円滑化や物流サービスの改善、輸送インフラ・施設の効率的運営・維持管理等につき導入の可能性を検討する。プロジェクト型円借款は、施設仕様及び事業費、効果、実施体制、工程等を提案する（5頁程度）。自然条件調査、測量は行わない。机上調査及び現地踏査を通して、標準的な仕様や積算、施工情報を参考に、1/5,000～1/25,000程度の地形図上での概念設計図並びにランプサム方式での事業費積算、費用対効果分析、洪水等災害リスク評価、代替案比較及び環境社会影響の検討を簡易に行う。周辺地を含め土地利用計画や用地取得必要性等確認すること。施設計画は、維持管理が適切に行われるよう、ナイジェリアの類似事業の教訓や実施機関の能力等を勘案し、実現可能性の高い維持管理体制、方法を提案する。PPPスキームでの開発が想定される案件については、海外投融資による事業化の他、円借款によるナイジェリア政府出資へのバックファイナンスの可能性等についても検討する。

⁹ 第3章 2.（4）公開資料に記載。

- ・ 技術協力：円借款本体実施前に必要となる、運輸・物流政策・開発計画策定及びそれらの適正執行、PPP 促進、税関能力開発等円借款のコンサルティング・サービスでは対応出来ないものを中心として検討する。
- ・ 民間連携：円借款本体及び技術協力等の一部で防災の主流化及び災害に強靱なインフラ投資に関連する本邦企業のノウハウや技術を取り入れることに加えて、協力プログラムにおいて特定された民間連携スキームを活用することが適当なイシューについて、候補となる民間企業等を特定する。また、民間企業からの応募を想定して、JICA の民間連携スキーム（海外投融资、SDG 調査等）の紹介及び応募勧奨を行う。なおこの際、関心表明があった企業の情報を発注者に共有する。

（９） 本邦招聘：本調査提言を実施促進する上で、重要な役割を果たす政府関係者を 6 名本邦に招聘する。日本の運輸・物流行政に掛かる中央政府及び地方政府との役割分担、民間事業者の事業環境整備と官民意思疎通メカニズムを学ぶとともに、港湾や物流拠点、物流事業者の事業運営管理システムの視察並びにアフリカへの投資可能性等に係る意見交換を行う。¹⁰

第 5 条 調査の内容

（１） 業務実施計画の策定及びインセプション・レポートの説明・協議

１） 国内で入手可能な資料を活用し、以下の情報を確認・整理する。

① ナイジェリアに於ける運輸・物流に係る基礎情報収集・分析、課題の抽出

- ・ 運輸・物流セクター全般に係る連邦及び州政府組織、政策・法令・制度、サービス提供者たる民間事業者（本邦企業含）の情報収集、分析し、物流インフラ上のボトルネックや制度上課題、PPP 方式やコンセッション方式の課題等を整理する。
- ・ 運輸・物流セクターに関する開発計画、地域・都市・産業開発計画について、実施中や将来のプロジェクトに関する情報収集、分析する。
- ・ 都市、産業集積地や工業団地その他の需要拠点並びにそれらに対応する運輸・物流のインフラ、積替や結節点を含むネットワークとしての機能、事業者等による輸送コストやスピード（配送時間）及び物品の損傷といったサービスの現状や課題を示した情報を収集し分析する。
- ・ 西アフリカ広域及び近隣国における運輸・物流のインフラ、事業者によるサービスの現状及び計画、今後の見通しについて情報を収集し分析する。

② 他地域における運輸・物流セクター開発における教訓分析

¹⁰ 本邦招聘プログラムの素案についてプロポーザルにて提案すること。

- ・ ナイジェリアの運輸・物流セクターの開発戦略を検討する際の教訓とすることを目的として、他地域・国における運輸・物流セクター開発の成功例や失敗例に係る情報を収集し分析する。
 - ・ 開発戦略に掛かる仮説の骨子を検討する。
 - ・ 戦略骨子に基づき重点とする地域、回廊及びモーダル毎の基本方針を検討する。
- 2) インセプション・レポートを作成し、業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画等につき JICA 関係部署に説明・協議する。
- 3) 上記の調査結果から、現地調査の計画案を作成し、面談先、質問内容につき JICA 関係部に説明・協議する。
- (2) 運輸・物流セクターの開発戦略検討
- ① 関係者との協議や資料収集を通して上記(1)2)の妥当性検証、詳細検討を行う。
 - ② 運輸・物流セクターのキャパシティ・アセスメントを実施し、現状のサービスや組織的能力レベルと目標レベルとのギャップを評価する。特に、開発目標で設定したアウトカムを実現するために必要となる、開発政策・計画策定能力、計画実行能力、リソース動員能力、組織間調整能力、民間事業者のパフォーマンスの観点から、評価を行う。
 - ③ 運輸・物流セクターの開発戦略を提案し関係者間で協議する。
- (3) 運輸・物流実態調査の実施
- 上記の開発戦略に基づき、協力プログラムの検討を進めるうえで必要な交通量等のデータ内容を検討する。例示としてつぎのとおり。
- ① 運輸・物流セクター課題把握：政府、運輸・物流事業者（例えば DHL や UPS など）、港湾管理・運営者、工業団地等荷主、本邦企業等へのヒアリングを行い、人・貨物物流現状や運輸・物流開発ニーズ、問題点を把握する。
 - ② 需要予測手法及びゾーニングの検討：国際・国内運輸・物流需要予測を行うためのゾーニング設定、運輸・物流モード／ルート別将来 OD 予測手法、そのために必要となる物流実態調査の調査項目を検討する。貨物は、季節変動や品目分類が可能となるよう項目を設定する。
 - ③ 運輸・物流実態調査：OD 推計及び将来予測に必要なデータを取得するために必要となる運輸・物流実態調査を実施する。
 - ④ OD 表作成：運輸・物流実態調査を整理、検証した上で、季節変動にも留意しつつ必要な拡大や既存データによる加工等を行い、現在 OD 表（重量、品目別、TEU、台、人）を推定する。
- (4) 需要予測
- 上記の開発戦略に基づき、(3) 運輸・物流実態調査の実施同様、協力プログラムの検討を進めるうえで必要な需要予測のデータ内容を検討する。例示としてつぎのとおり。
- ① 社会経済フレームワークの設定：運輸・物流戦略で設定された目標と当該年次の社会経済フレームの整合性を分析し、妥当性、実現性を検証する。
 - ② 将来 OD 表作成：目標年次の将来 OD 表を作成する。
 - ③ 将来運輸・物流ネットワーク／サービスレベルの設定：将来の運輸・物流ネットワーク及びサービスレベルを定量的に設定する。

- ④ 物流拠点別、ルート別、運輸・物流モード別物流量推計：上記を踏まえ、配分計算を行い、将来の物流拠点別、ルート／モード別物流量を推計する。
- (5) インテリム・レポートの作成・協議
上記成果をインテリム・レポートとして纏め、関係者に説明、コメントを取り付け、必要に応じ修正を行う。
- (6) 協カプログラム・事業の検討
運輸・物流戦略のアウトカムを達成するための協カプログラム及び事業計画を提案する。
- (7) 協カプログラム・事業の評価
提案した協カプログラム・事業を妥当性、有効性、効率性、自律発展性、インパクト等の観点からクリティカルに評価し優先的に実施すべきプログラム・事業を提案する。
- (8) 本邦招聘
本調査提言の実施促進を図ることを目的に、優先プログラム・事業を実施する上で重要な役割を果たす連邦及び州政府関係者6名を7日間（ナイジェリアと日本間の移動日を含まない、実際の招聘日数）本邦に招聘することを想定する。なお、招聘には受注者から1名の同行を想定している。
- (9) ドラフト・ファイナル・レポートの作成
調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして作成し関係者に説明、コメントを取り付け、必要に応じ修正を行う。
- (10) ファイナル・レポートの作成
JICAの同意を得た上でファイナル・レポートを作成する。

第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は「ファイナル・レポート」とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、CD-ROMを提出しないレポートについても電子データをメール等で提出すること。

報告書	提出期限	部数
インセプション・レポート	業務開始1カ月後	電子ファイルのみ (和文・英文)
インテリム・レポート	2024年5月下旬	電子ファイルのみ (和文・英文)
ドラフト・ファイナル・レポート	2024年10月中旬	電子ファイルのみ (和文・英文)
ファイナル・レポート	契約履行期間の末日 (2024年11月下旬頃)	和文 2部 (製本版) 英文 3部 (製本版)

		電子ファイル (CD-R) 5部 (和文・英文)
--	--	--------------------------------

報告書目次骨子案

1. 調査結果要約
2. 調査業務の概要
3. 調査方法
4. ナイジェリア運輸・物流セクター 現状と課題
5. 運輸・交通分野協力の教訓分析
6. ナイジェリア運輸・物流セクター 開発コンセプト・戦略・計画
7. ナイジェリア運輸・物流セクター 需要予測
8. ナイジェリア運輸・物流セクター 協力プログラム
9. 招聘プログラム概要及び成果
10. 優先プログラム・事業実施促進に向けた提言

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	開発戦略の仮説	第4条 実施の留意事項 (4) 開発戦略の検討
2	開発計画の仮説	第4条 実施の留意事項 (5) 開発計画
3	運輸・物流実態調査の調査内容案	第4条 実施の留意事項 (6) 運輸・物流実態調査(現地再委託)
4	運輸・交通セクター開発協力の教訓の検討時に参照する予定の事業及び評価の視点	第4条 実施の留意事項 (7) 運輸・交通セクター開発協力の教訓
5	本邦招聘プログラムの素案	第4条 実施の留意事項 (9) 本邦招聘

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：運輸・物流分野に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／運輸・物流政策・戦略

➤ 道路輸送／交通計画

➤ 港湾／海運計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.00 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／運輸・物流政策・戦略）】

- ① 類似業務経験の分野：運輸・物流分野に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ナイジェリア国及びその他アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 道路輸送／交通計画】

- ① 類似業務経験の分野：道路輸送／交通計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ナイジェリア国及びその他アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 港湾／海運計画】

- ① 類似業務経験の分野：港湾／海運計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は 2023 年 11 月より開始し、2024 年 11 月の終了を目途とします。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 22.50 人月（現地：19.00 人月、国内：3.50 人月）

本邦招聘に関する業務 0.5 人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関し JICA が契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／運輸・物流政策・戦略（2号）
- ② 運輸・物流サービス／通関改善
- ③ 需要予測／経済分析
- ④ 道路輸送／交通計画（3号）
- ⑤ 港湾／海運計画（3号）
- ⑥ 運輸／物流調査

3) 渡航回数の目途 全15回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 第2章 第4条（6）運輸・物流実態調査

(4) 公開資料

- 1) 「西アフリカ成長回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」最終報告書要約編は「ODA見える化サイト（JICA）」
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12308805.pdf>) より閲覧可能。
- 2) 我が国の対ナイジェリア国別開発協力方針は「各国の国別開発協力方針・事業展開計画（外務省）」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072428.pdf>) より閲覧可能。
- 3) JICAの事前評価表は「事前段階の評価（JICA）」
(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html>) より閲覧可能。

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有 / <input type="checkbox"/> 無
2	通訳の配置	有（*名） / <input type="checkbox"/> 無
3	執務スペース	有 / <input type="checkbox"/> 無
4	家具（机・椅子・棚等）	有 / <input type="checkbox"/> 無
5	事務機器（コピー機等）	有 / <input type="checkbox"/> 無
6	Wi-Fi	有 / <input type="checkbox"/> 無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。現地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意すること。

<行動規範>

- 宿泊は、JICA 事務所が指定するホテルのみ。それ以外に宿泊する必要性がある場合は必ず事務所の事前承認を得ること。
- 現地で使用できる携帯電話を常に携帯すること。また事務所発信の注意喚起の連絡が常に入るようにしておくこと。
- 車両には十分な水と予備タイヤを装備し、出発前に必ず給油を済ませておくこと。また 事務所貸与の無線機（車両間通話用）を携帯すること。
- 公共交通手段の利用は禁止とする。
- 滞在場所近辺で事案が発生した場合は状況判断の上安全な場所で待機し、自ら安否確認を行うこと。
- 常に状況を見極め、異変を予知・察知すること。
- 金品・物品等は隠し、控えめな服装を心掛け、ロープロファイルに徹すること。
- （空港送迎含む）警護警官依頼が必要な場合は、手配書を 10 営業日前までに事務所案件担当者に提出すること。

<空港送迎（アブジャ）>

- 日中（日出～日没）は普通車 2 台以上のコンボイで移動し、武装警官は最低 3 名帯同させること。
- 夜間、早朝（日没～日の出）の空港移動は行程上やむを得ない場合を除き行わない。やむを得ず夜間、早朝（日没～日出）に移動する場合、車両 2 台以上によるコンボイ（武装警官を最低 3 名帯同）で移動すること。

- 空港到着後可能な限り速やかに事務所案件担当者に連絡を入れること。また飛行機の遅延等により到着が当初の予定より大きく変わることが分かった場合、可能な限り速やかに事務所案件担当者に連絡を入れること。
- 空港ターミナルでは Wi-Fi 利用可能だが、緊急時の連絡用に日本（もしくは滞在国）からポケット Wi-Fi を持参することを推奨する。

<武装警護警察官の手配について>

1) 基本的な考え方

警察官による警護の関係上、後部座席に警察官も含め3人座ることが不可。従い、警察官を伴う場合、旅行者が2名以上で必然的に自動車は2台以上必要となる。日本人渡航者が2名以上の場合は、各車両に警察官を1名ずつ配備する。アブジャ空港送迎において、日本人渡航者が1名かつ移動時間帯が日中の場合に限り、同じ車両に警察官を2名配備し、車両の台数を1台とすることが可能。

2) 単価

見積りもしくは積算の際に以下の単価を採用する（単位：Naira）。① 警察官日当：6,000Naira/人・日 ② 警察官夜間警備費：8,000 Naira /人・日 ③ 警察官宿泊費：実費精算（2人一部屋を基本とする）

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しま

す。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

112,864,000円（税抜）

なお、定額計上分 14,394,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のま

ま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（本邦招聘）にかかる経費	第2章第5条（9）	1,894,000円	直接経費と受入期間の業務人月0.5人月（4号を想定）の報酬を含む	国内業務費報酬
2	運輸・物流実態調査（現地再委託）	第2章第4条（6）	12,500,000円	現地再委託費	再委託費

（4）見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【ナイジェリア】

東京⇒ドバイ⇒アブジャ／ラゴス（エミレーツ航空）

東京⇒パリ⇒アブジャ／ラゴス（エールフランス）

東京⇒アディスアベバ⇒アブジャ（エチオピア航空）

東京⇒アブダビ⇒ラゴス（エティハド航空）

東京⇒ドーハ⇒ラゴス（カタール航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) その他留意事項

ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしています。特に首都アブジャを含む連邦首都区 (FCT) 及びラゴス州の宿泊料については、一律 22,300 円/泊として計上してください。(その他の地域の宿泊料は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照ください。) また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙 3 : プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／運輸・物流政策・戦略</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(一)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(一)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4

(2) 業務従事者の経験・能力： <u>道路輸送／交通計画</u>	(12)
ア) 類似業務の経験	6
イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>港湾／海運計画</u>	(12)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国・地域での業務経験	—
ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	4